明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五〇）　一
〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通二）　三
〔告　示〕
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委二三）　四
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁八六）
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十二年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況（内閣）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
平成二十二事業年度決算（独立行政法人日本万国博覧会記念機構・地方競馬全国協会）、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　九
地方公共団体
行旅死亡人関係　一二
会社その他
会社決算公告　一二
一四

府令

○内閣府令第五十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第三項、第九十七条第四項及び第百十四条の六並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第三項及び第四項並びに第三条第三項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　青色の灯火の矢印及び黄色の灯火の矢印の種類及び形状は、別表第一の二のとおりとする。

第二十三条第一項の表視力の項第一号中「矯正視力」を「矯正視力」に改め、同表聴力の項第一号中「両耳」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）、牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳」に、「第一種運転免許（以下「第一種免許」という。）」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、牽引免許」に改め、同項第二号中「運転することができる自動車等の種類を専ら人を運搬する構造の普通自動車に限定し、かつ、当該普通自動車」を「運転する普通自動車」に改め、「自動車等を」の下に「運転者席から容易に」を加え、「車室内において」を削り、同条第二項第二号中「第一種免許」を「第一種運転免許（以下「第一種免許」という。）」に改める。

第二十四条第一項の表中「大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許（」を「大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）（」に、「係る大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許」を「係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許」に改め、同条第三項中「大型特殊自動車免許」を「大型特殊免許」に、「大型特殊自動車第二種免許」を「大型特殊第二種免許」に改め、同条第六項の表中「大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）」を「大型特殊免許及び大型特殊第二種免許」に改める。